

静岡県告示第753号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、気田川漁業協同組合（内共第25号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和3年9月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
気田川漁業協同組合 浜松市天竜区春野町堀之内1010-2
- 2 漁業権の免許番号
内共第25号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和3年9月15日

別表

改正前					改正後				
(漁具・漁法の制限及び遊漁期間) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。					(漁具・漁法の制限及び遊漁期間) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。				
ア魚種	イ漁具・漁法	ウ規模	エ区域	オ期間	ア魚種	イ漁具・漁法	ウ規模	エ区域	オ期間
あゆ漁業	友釣	イカリ針1段4本以内、又はチラシ針3本・長さ7cm以内	全区域	6月1日から12月31日まで	あゆ漁業	友釣	イカリ針1段4本以内、又はチラシ針3本・長さ7cm以内	全区域	6月1日から12月31日まで
	餌釣	針3本以内	気田川（天春橋下流端から下流の区域）	8月15日から12月31日まで		餌釣	針3本以内	気田川（天春橋下流端から下流の区域）	8月15日から12月31日まで
			上記以外の区域	9月1日から12月31日まで				上記以外の区域	9月1日から12月31日まで
	ドブ釣（石川釣）	針3本以内	全区域	6月1日から12月31日まで		ドブ釣（石川釣）	針3本以内	全区域	9月1日から12月31日まで
	流し毛針釣（瀬釣）	針3本以内	全区域	9月1日から12月31日まで		流し毛針釣（瀬釣）	針3本以内	全区域	9月1日から12月31日まで
(略)					(略)				

附 則

この規則は、令和3年9月15日から施行する。